

個人情報の共同利用の取扱いについて

組合は、その保有する個人情報（個人データ）について、下記のとおり、共同での利用を行うことをお知らせいたします。

個人情報保護法では、健康診査事業等について事業主と共同して個人データを利用する場合には(1)個人データを共同利用する趣旨(2)共同して利用する個人データの項目(3)共同利用者の範囲(4)利用する者の利用目的(5)データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当組合では、共同利用の内容を、ホームページの掲載をもって行うことといたします。

<参考>

「個人情報の保護に関する法律」では、個人情報（個人データ）を特定の者との間で共同利用するときに、その特定の者が第23条第4項第3号に掲げる場合は、第三者に該当しないと規定しております。

* 「個人情報の保護に関する法律」第23条第4項第3号

「個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。」

<当組合が事業主と共同利用する趣旨等は以下のとおりです。>

1. 個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して健診及び特定保健指導を実施することが、被保険者及び被扶養者等の健康管理を推進する上で効率的、効果的である為、共同利用として実施する。

2. 共同して利用する個人データの項目

記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、資格取得日、資格喪失日、事業所コード、事業所名、事業所所在地、健康診査、特定健康診査、人間ドックの健診結果（検査項目の範囲内）、健診、特定保健指導の受診医療機関名及び医師名、特定保健指導対象者、特定保健指導支援区分

ただし、診療報酬明細書（レセプト）情報（病歴・治療内容等）を共同利用することはありません。

3. 共同利用者の範囲

事業主、健康保険組合、産業医、委託先事業者

4. 利用する者の利用目的

健康保険法第150条に基づく、被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための健

診と事後の保健指導、重症化

予防及び受診勧奨、健康相談等への利用及び事業の評価・分析並びに他事業者との情報交換。

5. データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主

〈当組合が健保連との高額医療事業の共同利用する趣旨等は以下のとおりです。〉

神奈川県管工事業健康保険組合（以下「当組合」という。）と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合に高額な医療費が発生した場合、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のためには、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

レセプトデータを共同利用する者の範囲について

(当組合) 健康保険組合職員

(健保連) 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員

(業務委託先) 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いたうえで、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について

(当組合) 常務理事

(健保連) 組合サポート部 部長